

# 第7回 長岡地域合併協議会

# 会 議 録

## 第7回長岡地域合併協議会会議録

### 1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成16年7月8日(木) 午後6時30分
- ・場 所 長岡グランドホテル

### 2 会議出席委員の氏名

森 民夫	樋山 桑男	大野 勉	遠藤鐵四郎
長島 忠美	大橋 義治	二澤 和夫	佐々木保男
熊倉 幸男	米持 昭次	坂牧宇一郎	五十嵐 徹
小熊 正志	大地 正幸	五十嵐亮一	今泉 實
石坂 敏雄	伊佐 文也	大桃 健三	小方 保
関 正史	高野 哲四	樋口 章一	野田 幹男
田村 巖	朝日 由香	池田 守明	高森 精二
小林 民雄	佐藤眞知子	大矢 治雄	小池 進
高野 徳義	川上 孫一	池島 寛	中村 満
岡田 伸夫	豊口 協	鈴木 隆三	

以上 39名

(欠席委員の氏名)

以上 0名

### 3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第7回長岡地域合併協議会を開催させていただきます。

私、事務局長の北谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に際しまして、森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

本日も大変お暑い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。夜の開催ということで、大変多くの委員の皆様からご出席いただきまして、まことにありがとうございます。この協議会も段階を迫りまして、いろいろ懸案事項が決まってまいりました。大詰めを迎えてきているということでございます。本日提案いたします合併の期日が決まりますと、ほとんどの項目が協議が終わって、残る主要な項目は、議員の任期や新市建設計画となるわけでございます。新市建設計画も次第に固まりつつあるようでございますので、よろしく本日もひとつ精力的にご審議をお願いを申し上げたいと思います。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日の会議は、委員全員の出席をいただいております。つきましては、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。まず、事前配付として、次第、第7回会議資料議案編、そしてA3横長の別冊資料をお配りしてございます。また、本日第7回会議資料報告編をお配りしてございます。資料は以上でございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速でございますが、これより議事に入りたいと思います。

報告事項の報告第19号 第5回新市建設計画策定小委員会についてでございます。

これにつきまして、小委員会委員長の豊口委員から審議の概要についてご報告をいただきまして、資料については事務局から説明をお願いいたします。

豊口委員、よろしくお願いいたします。

新市建設計画策定小委員会（豊口 協）

それでは、ご報告申し上げます。去る7月5日に開催いたしました第5回新市建設計画策定小委員会につきましてご報告を申し上げたいと思います。

小委員会では、前回までに報告いたしました建設計画にさらに新市建設の根幹となる新潟県が行う事業というものが加わりまして、前回まで報告いたしました新市の事業もより具体的に整理されたことから、新市で実施していくべき事業の全体が明らかになってまいりました。さらに、小委員会では建設計画の最終章に当たるまとめの部分として、第10章新市建設計画の推進に向けてについて意見交換を行い

ました。市民力によるまちづくりを推進していく。あるいは新たな施設だけではなく、既存施設の管理も民間を活用するなど、見直しをしていくなど、委員から数多くの意見をいただきました。従来型の行政を中心とした地域づくりから、市民、企業などと協働で事業を取り組むことが可能な地域社会へ転換していくことが重要であろうということを踏まえまして、次回委員会では第9章、財政計画とあわせて、第10章を審議いたしまして、建設計画の素案をまとめていきたいと考えております。本日は新市の新たなまちづくりに向けて、このように新市建設計画の事業内容が具体的にまとまってきておりますので、本日お配りしております計画書をご報告させていただきたいと思っております。詳細につきましては、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

事務局（竹見）

それでは、事務局からご説明を申し上げます。事務局の竹見と申します。失礼ながら座って説明をさせていただきます。

お手元の長岡地域合併協議会第7回会議資料報告編をごらんください。2枚おめくりいただきますと、長岡地域新市建設計画素案という形で提示しております。もう一回おめくりいただきますと、右側の方に目次がございます。本日は、序章から第8章まで提示をしております。新しく第7章、第8章を加えました。序章から第6章までは、小委員会でのご審議に基づき整理をしております。前回までにご報告をさせていただいたものと大きく変わったものをご説明いたします。

10ページでございます。こちらから第1章でございますけれども、委員会でのご指摘などに基づきまして、グラフや文章等わかりやすいものにしております。

続きまして、第2章はほとんど変えておりません。第3章の40ページをごらんください。こちらは建設計画の事業区分の設定を紹介しております。こちらにつきましては、今回新潟県事業を明確に位置付けております。下の図にございますように、新市の根幹事業である戦略的事業、生活基盤整備事業、そして合併に伴い必要となる事業、これらの三つの事業を横断的に高い効果を発揮するものとして新潟県事業を位置付けております。

続きまして、43ページをごらんください。こちらも同様に下の図にございますように、新潟県事業の登載方法を加えてございます。

続きまして、第4章の49ページをごらんください。第4章は、戦略的事業をまとめております。49ページからは、戦略的事業のうち、リーディングプロジェクトをまとめてございます。こちらのリーディングプロジェクトにつきましては、こちらの表をごらんになっていただくとおわかりのように、できるだけ具体的にわかりやすく表記をしております。こちらが60ページまで続いております。

続きまして、同じく第4章の61ページをごらんください。前回までは戦略的事業のリーディングプロジェクトをご紹介いたしましたけれども、このたびはリーディングプロジェクト以外の事業概要も説明を加えながら載せておきました。

続きまして、63ページをごらんください。こちらからは第5章の生活基盤整備事業、それから第6章、合併に伴い必要となる事業と続きますけれども、こちらもごらんになっておわかりのように、事業の下に取り組みべき施策内容の説明を加えました。

続きまして、第7章、69ページをごらんください。第7章は、今回新たに加えたものでございます。新市建設の根幹となる新潟県事業でございます。こちらは、長岡地域振興局のご担当の方々と、それから構成市町村で構成する各分科会メンバーで相談しながら策定をしまいいりました。まだ全体としては決定したわけではございませんけれども、整理をしております。真ん中ほどに書いてございますけれども、新潟県は新市と連携し、広域的な視点での都市基盤整備や農林業基盤を推進することで、長岡地域の都市機能の強化を図るとともに、市民の安心感・一体感をより高め、合併後のまちづくりと県土の発展を進めていくという形で位置づけております。69ページは道路整備を紹介しております。道路整備は、合併新市の都市交通の骨格となる圏域内外の交通、交流、連携のための道路ネットワーク構築あるいは歩行者の安全確保、周辺地域に緊急車両が迅速に到達でき、安心できる暮らしを確保し、新市の地域らしさ価値、「世代がつながる安住都市」、そして「世界をつなぐ和らぎ交流都市」を高めていくものとして位置づけております。下の表には道路整備、そして歩道整備を紹介しております。

続きまして、70ページをごらんください。こちらは、河川、砂防整備でございます。河川整備は、中心地域の浸水被害の防止、またあるいは砂防整備は地すべりや雪崩危険箇所を安全にし、人々の暮らしの安全を確保することで新市の地域らしさ価値、「世代がつながる安住都市」を高めていくものとして位置づけております。下の表にございますように、河川改修、そして砂防を整理しております。

続きまして、71ページをごらんください。こちらは、農林業基盤の整備をまとめております。農林業基盤整備は、担い手育成などの実現に向けた大区画圃場整備、それから農地を浸水被害から守る湛水防除、中山間地域の特性に応じた基盤整備など、新市の地域らしさ価値の「元気に満ちた米産地」を高めていくものとして位置づけております。以下、表にございますように、かんがい排水、圃場整備、地域用水、湛水防除、農道整備、地すべり防止、基幹林道を整理しております。

続きまして、72ページをごらんください。上の表は、スポーツ施設の整備でございます。国体や国際大会等のビッグイベントの開催が可能な屋内総合プールを整備し、そして新市の地域らしさ価値の「世代がつながる安住都市」あるいは「世界をつなぐ和らぎ交流都市」を高めていくものとして位置づけております。下の表は、動物愛護施設の整備を紹介しております。動物との触れ合いを通して、思いやりなどを学び、教育、福祉、医療に役立つ拠点施設の整備を推進し、新市の地域らしさ価値「世代がつながる安住都市」を高めていくものとして位置づけております。以上、第7章をご紹介いたしました。

続きまして、73ページです。こちらは第8章として、公共施設の適正配置の考え方をまとめてございます。公共施設の配置につきましては、施設の設置目的等を踏まえ、地域の特性や地域間バランス、さらには財政状況等を考慮するとともに、既存の施設の有効活用、そして相互利用を総合的に勘案していくという形でまとめております。それから、下にありますように、新市の庁舎としては、現在の長岡市

庁舎を本庁舎としますけれども、現在の町村役場を支所として、窓口サービスの低下を招かないように住民生活及び地域づくりに関係する機能の整備を図っていくという形でまとめております。

以上、資料の方はご説明いたしましたけれども、今現在事務局として新潟県のご担当と相談をしております。今後は、さらにこちらの建設計画を本格的に県事業に対する協議とそれから建設計画全般についてのさまざまなご助言をいただくことになっております。

以上で説明を終わります。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、皆さんからご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

田村委員。

委員（田村 巖）

長岡であります。田村と申します。小委員会のレポート非常に大変なご労苦を重ねながらこのような形、最後までまとめてこれ、本当に敬意を表したいんですけれども、お願い事項のような形でありますけれども、ぱらぱらとめくりますと、長岡は商業のまちでもあろうかと思えます。商業という字があまりたくさん出てまいりません。卸も小売も早く言えば力の強い者が勝つというような形になりがちかもしれませんけれども、その辺のある程度流通業に對しましてのいろんな面の施策はあろうかと思えますけれども、これにつきましては、あまりお触れになっておられませんけれども、これは意図的に抜かれたのか。それとも自立的に自分たちで考えよと、こういうことになったのか。また、これは施策を出すだけのものではないと、そういうふうにお考えになったのか、ちょっとお伺いしたかったんですけれども。

議長（森 民夫）

今ご質問ございましたが。

事務局（竹見）

まず、意図的に商業のことを抜いたということはありません。

委員（田村 巖）

そのうち入るんですか。

事務局（竹見）

例えば49ページをごらんになっていただきたいと思いますけれども、まず対企業マーケティング調査事業というのがございます。こちらの中にも当然商業に對するこういった新たな挑戦というものもありますので、そういった中で商業のことも当然考えていくこととなります。

委員（田村 巖）

そうすると、これは何も工業、諸工業にかかわらず卸売業、小売業もすべてこの中に含めるということでもいいですか。

事務局（竹見）

現在そのように考えております。

委員（田村 巖）

ありがとうございました。いずれにしても、工業も大事、また商業も大切な各町においてもそうですけれども、小売業さんもその場所に根づいて仕事をしておられる方々ばかりでありますので、これにつきましても、ご配慮よろしくお願ひしたいと思います。

議長（森 民夫）

よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

特にないようでございましたらば、今回新潟県の事業も加わってきておまして、大分形が見えてきたわけでございますが、最終的な建設計画書の案という形で次回協議ができればというふうに考えておりますので、小委員会の皆様につきましては、もう一頑張りしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひを申し上げます。

では次に、報告第20号の議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。前回の協議会の段階では、山古志村以外は議会の考えはまとまっていなかったわけでございますが、その後連絡会や各議会でも議論を重ねていることと思ひますので、合併連絡会の座長の小熊委員から前回の協議会以降の協議状況について報告をしていただきたいと思ひます。

6市町村議会合併連絡会（小熊正志）

6市町村議会の合併連絡会座長をしております長岡市議会の小熊でございます。報告をさせていただきますと思ひます。

前回の協議会においては、議員の任期の取扱いについて、合併連絡会での協議状況を報告いたしましたけれども、結論には至っておらない、そういう状況であったため、さらに連絡会として議論を深めていくというお話をさせていただきました。本日は、去る7月5日に開催をいたしました合併連絡会での議論の内容をお話しさせていただきますと思ひしております。

各市町村議会の議員の任期についての考え方として、山古志村議会は長岡市議会議員の残任期間とこれに続く4年間、つまり約6年間を定数特例としたいという前回と同様の考え方でございました。これに対して、三島町議会では新長岡市の活性化のためには、特例はできるだけ短くすべきであり、期間は2年間が妥当であると、議員16名全会一致で決定したとのことでございました。それ以外の四つの議会では、長岡市議会議員の残任任期である約2年とするということが大方の方向であるという状況でございました。議論の中では、山古志村議会からは連絡会で出された各議会の考えを持ち帰って、再度協議をしたいという発言もあり、今回は方向を出すには至りませんでした。次回の合併協議会の前に、再度

会議を持って、連絡会としての方向性を出したいと考えておりますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ただいまの報告によりますと、まだ連絡会としての一致した結論が出ていないようでございます。この合併協議会は恐らく次回ともう一回、今日を除きまして、あと2回ほど開催することになるのではないかと想定されますけれども、そうした意味でまだ連絡会としての結論が出ていないようでございますので、次回再度協議をしたいというふうに思います。方針としてはそういうことでございますが、この問題につきまして何かご意見がございましたらこの機会にご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、連絡会でまた十分議論をして、仮に結論が出れば、それを次回の協議会で議論をするということにしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

次に、議事次第の4の継続協議事項に移りたいと思います。議案第8号 合併の期日についてでございます。

この合併の期日については、第1回の協議会で3月22日ということで提案したのですが、継続協議となった事項でございます。その後合併特例法の改正がありまして、特例措置が少し延長されることになりました。それによりまして、合併の期日についても事務局でさまざまな検討を行いまして、今回新たな日を提案させていただいたわけでございます。

資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

説明いたします。

お手元にお配りしてございます第7回会議資料議案編をお出してください。1枚おめくりいただきますと、議案第8号 合併の期日についての議案がございます。1ページ目でございます。合併の期日について、次のとおり提案をするものでございます。

下の方でございますが、合併の期日、合併の期日は平成17年4月1日とするというものでございます。

さらに、1枚おめくりいただきますと、考え方を少しまとめたものがございますが、今までの経過も含め、若干ご説明をいたしますが、一般的に合併の期日考えた場合に、当然行政の年度の区切りであります4月1日が住民の方からもわかりやすく、行政事務を考えた場合も適しております。しかし、合併特例法に定める特例の適用期間が今まで平成17年3月31日までということでありましたので、当協議会ではその期限内の合併を前提に合併日を協議し、平成17年3月末までを目標としてまいったわけでございます。しかし、今回合併特例法が改正されましたことにより、この特例の適用期間が実質的に1年



間延長されることになったわけでございます。この状況の中で、今回議案を提案するに当たって、合併日を再度検討いたしまして、下の方に3のところでもさまざまな観点から記載してございますが、一番メリットの多いのが年度初めである。具体的には平成17年の4月1日であるということで、今回提案をさせていただくものでございます。

3番のところをごらんいただきますと、幾つか合併の期日を4月1日にした場合の影響、メリットという考え方でございますが、整理してございます。今ほどの説明と若干ダブる部分もございまして、まず何よりも年度初めの日であり、区切りもよく、住民の方にとって非常にわかりやすい日であるということでございます。それから、さまざまな学校の関係の行事もすべて年度単位で行われておりますので、そういった部分でも非常にわかりやすく区切りがいいということがございます。さらに、行政の関係で申しますと、行政の会計年度が4月からスタートするというような状況がございます。一般的に人事異動であるとか、職員の身分の関係、それから雇用させていただくさまざまな臨時職員の方、それからいろんな審議会の委員の方、すべて年度単位で動いているというのが実態でございます。さらには、予算の関係も年度単位で動いているということもございます。それから、一番最後でございますが、合併したときにいわゆる地方交付税が合併をしますと、一般的には効率化されますので、減るとというのが考え方でございますが、ただ今回の合併に伴っては、合併しなかったと同様の額を合併年度とそれに引き続く10年度間は保障するというのが国の考え方でございます。これによりまして、実質的に有利となる交付税の期間が1年間延びる、増えると言うような状況も出てまいります。これらのことも4月1日を決定するに当たって考えた理由の一つでございます。

なお、当初3月の22日をご提案させていただくときに、一番の課題でございました電算システムの統合の観点で少しお話をさせていただきまして、3月の22日を選択する際には、システムの統合の観点から、連続する休日が合併日の前に必ずあった方が望ましいということでお話をさせていただいておりますし、その時点でそういう整理をしておりました。ただ、その後システム統合の作業も順調に進んでおりました、委託業者とも十分に調整を行いました、4月1日に対応できるという結論に達して、今回提案をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ただいま事務局から合併の期日について説明がございました。皆さんの方でご意見あるいはご質問をいただきたいと思っておりますので、どうぞ遠慮なく挙手をお願いいたします。

はい、どうぞ。

委員（樋口章一）

小国町議会の樋口でございますが、この議案につきましては、先ほど説明にありましたように、法定協議会スタート直後に3月22日の提起がありました際に、私ども小国町の立場から法定協議会の審議が始

まろうとするときに、さきに合併期日が決まるのは勘弁してもらいたいというような、特に小国の政治的な6月議会選挙があったり、あるいは特別委員会での審議の過程がありまして、そういう立場を申し上げ、要請申し上げたところ、6市町村の皆さんからご理解をいただきまして、それはしばらく審議をしてから、このめどがついてから期日を決めようと、3月の末日くらいをめどにということでご理解をいただいてまいったところをごさいます、この点は感謝申し上げますところではありますが、今ここで4月1日という提案をいただきまして、特別な思いをいたしておるところであります。特に異議申し上げる立場はございませんで、賛成でございますが、この理由の最後に財政的な特例法の恩典について触れられておりまして、これは交付税並びに特例債についても、それぞれが言われているわけではありますが、参考までにこの交付税の増額については、どのくらいのことを試算されておりますか。そのことの絶対額と根拠を概略お示しいただきたいと思ひます。

議長（森 民夫）

説明の方はできますでしょうか。

事務局（北谷）

お答えします。

先ほど当方から説明申し上げたとおり、合併日が属する年度とそれに続く10年間ということで、4月1日で試算をいたしますと、11年間ということになるわけでございます。当初の3月末まで、例えば3月22日と比較した場合でございますが、詳細の数字を今はじいているところでありまして、確定値ではございませんが、十数億円ふえるという数字になっております。

議長（森 民夫）

よろしゅうございませうか。

ほかにご意見、ご質問ございませうか。

今ご質問ございましたけれども、財政的な面も理由の一つではございますが、あまりまたそこにこだわるのも私としてはどうかなという気もしておりますが、ただ人事異動とか、もろもろの切りかえが4月1日に切りかわるものが非常に多いということを考えますと、例えば暫定予算、予算が4月1日に切りかわるわけで、暫定予算を組まなくていいというようなメリットを考えるまでもなく、市民に対しては非常にわかりやすいかなというところがそういう気がいたしておるわけですが、ご意見特にないようでございますれば、第8号議案につきましては、4月1日ということで決定とさせていただきますよろしゅうございませうか。異議ございませうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

それでは、議案第8号については決定ということにいたしたいと思ひます。

では次に、議案第37号の各種事務事業の取扱いについて（その6）についてであります、制度調整

案については、今までどおり説明は特に重点的に説明が必要な項目だけにさせていただきます。

それでは、専門の分科会が検討した資料について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、お配りしてございますちょっと大きな版でございますが、別冊資料各種事務事業の取扱い（その6）をお出してください。これを1枚おめくりいただきますと、今回のご提案させていただいております事業の概要がございます。今回は、全体の事業としまして、43の事業項目の提案をさせていただいております。なお、該当する分科会は、2番のところに記載のとおりでございます。

それでは、順次分科会単位にご説明をいたします。

観光分科会（長谷川）

観光分科会から説明します。長岡市観光課の長谷川です。よろしく申し上げます。

それでは、3ページの総括表をごらんください。個別説明の前に観光分科会の基本的考え方として、各市町村には住民の皆さんが長い間伝え楽しんできましたお祭りや行事があり、大切に保存されている名所旧跡、伝統文化、特産品などが多数あり、これらの豊かな観光資源を尊重し、現行どおり取り組んでいくこととします。

それでは、5項目中まず第1項目、ページナンバー4から8の四季のまつりにつきましては、各市町村とも季節ごとやテーマごとのお祭りが多様で、祭りの起源もさまざまです。これまでの取り組みの経緯や地域の特色を尊重し、継承していく必要があることから、調整方針案として現行どおりとします。

続いて、ページナンバー9の観光宣伝、観光パンフレット等については、各市町村とも地域固有の観光資源について多様なパンフレット等を作成しており、活用していることから、調整方針案として現行どおりとします。なお、平成17年度に新たに新市全体の観光パンフレットを作成することとします。具体的には平成16年度中に新市全体の観光パンフレットの作成に入り、合併日の発行を目指したいと考えます。

次に、ページナンバー10、広告媒体につきましては、各市町村とも地域固有の観光資源について、年賀はがきや名刺の台紙、観光提灯など、多様な広告媒体を利用していることから、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整してまいります。

次に、ページナンバー11の誘客促進事業については、長岡市ではときめき越後誘客事業、そして山古志村では首都圏PR事業があり、継続実施の検討が必要であります。一方、新市全体の観光を効果的にPRするための誘客促進事業の統一的な取り組みを検討する必要があることから、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整してまいります。

最後に、ページナンバー12の観光施設の管理運営については、各市町村により委託や直営など、施設ごとの管理運営方法が異なり、早期に統一することは困難であり、より効果的な管理運営方法を検討する必要があることから、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整します。

観光分科会、以上です。

防災・防犯・交通分科会（佐藤）

続きまして、防災・防犯・交通分科会の交通の関係でございますが、長岡市防災課の佐藤です。よろしく申し上げます。

交通の関係については、3点ございます。ページナンバー14の交通指導員体制については、各市町村の交通指導員体制設置報酬等ばらつきがありますので、新制度を創設し、統一を図りたいというものであります。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとするということでございます。

それから、ページナンバー15、16の事業でございますが、これらは長岡市独自でやっているもの、それから長岡市が現在ある新潟県の交通遺児制度基金に付加した支援事業をやっているということですので、長岡市の制度をもとに統一あるいは長岡市の制度に統一するという形で、今まで長岡市が取り組んでいるものを新たなものを各市町村に広げるという形で取り組んでいきたいという考え方でございます。以上です。

都市計画分科会（山本）

それでは、17ページの総括表をごらんください。都市計画分科会、長岡市の山本でございます。よろしく願いいたします。

生活路線バスについてであります。このことにつきましては、長岡地域任意合併協議会において、現行どおりということで協議された事項でございますが、調整方針案といたしましては、それぞれの地域の独自の交通事情があり、高齢者や学生などの交通手段を確保する必要があることから、調整方針案といたしまして、現行どおりといたしました。

説明は以上でございます。

契約分科会（大関）

それでは、続きまして、19ページの総括表をごらんください。契約分科会、長岡市契約検査課の大関でございます。よろしく願いいたします。

この事業は、市町村が発注する建設工事の発注基準等の入札契約手続の統一を図るものです。建設工事の競争入札等に参加する者の資格審査の基準、入札に参加できる限度額、指名者数を定めた級別格付表、発注標準表、これらの基準が市町村にばらつきがあるということで、当然ながらより一層の公正の確保と透明性の向上に努めた制度とするということで、経過期間を置き、長岡市の制度を基に統一していくということで調整するものでございます。

以上でございます。

福祉・保健・医療分科会（野口）

それでは、23ページの総括表をごらんください。福祉・保健・医療分科会、保健分野の長岡市の野口でございます。よろしく願いいたします。

まず、ページナンバー24、予防接種は、予防接種法に基づく事業であります。

ナンバー25からナンバー29につきましては、母子保健に関する事業でございます。なお、ページナン

パー27の不妊治療費助成事業は、長岡市のみで今年度からスタートする事業でありまして、少子化対策の一環として、経済的な負担が大きい不妊治療に対する医療費の一部を助成する事業でございます。国でも同様な制度がスタートしますが、国の制度では所得制限があるために、助成を受けられない人が出てくることから、それを補完するためのものがございます。いずれも、それぞれの法令等に基づきまして実施している事業でございます。長岡市の制度に統一していくものがございます。これによりまして、母子保健事業全体として向上が図られるものがございます。

次に、ナンバー30につきましては、中之島町、越路町、三島町、山古志村、4町村で実施している事業でございますけれども、対象年齢、実施方法等がかなり異なっていることから、新制度を創設し、統一するものがございます。

ページナンバー31につきましては、県の実施要領に基づき、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がんの検診を行っておりますが、対象年齢などが異なることや越路町、それから小国町ではこのほかに前立腺がんの検診も行っていることから、前立腺がんについては越路町の制度を基に、その他は長岡市の制度を基に統一するものがございます。

ナンバー32は、長岡市と三島町の2市町で実施している事業であり、ナンバー33は、長岡市、中之島町、越路町、三島町の4市町で実施をしている事業でございます。いずれも長岡市の制度に統一するものがございます。

ナンバー34及びナンバー35につきましては、健診される方々の利便性を考慮して、集団健診のほかにかかりつけなどの医療機関で健診できる方式や基本健診とがん検診等を組み合わせた総合健診の拡大を図っていく必要があることから、長岡市の制度を基に統一するものがございます。

次に、二つ飛びまして、ナンバー38につきましては、それぞれの地域課題に基づきまして、事業展開を図っていることから、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整するものがございます。

ページナンバー39につきましては、長岡市以外の町村で実施をしている事業でございますが、これは基本健診とがん検診とをあわせた総合健診、ページナンバー35に相当する事業でございます。これを拡大することによりまして、同様の事業効果が得られることから、廃止するものがございます。

次に、ナンバー40につきましては、任意協議会での協議事項でもございました。現在小国町と山古志村で開設しております。現行どおりとするものがございます。なお、使用料、手数料につきましては、小国町の制度を基に新基準を創設するものがございます。

ナンバー41及び42につきましては、それぞれの市町村でさまざまな形で事業に取り組んでおります。長岡市では、いずれの事業も健康づくりの基本計画でございます。長岡市長岡ヘルシープラン21の重要事業に位置づけまして取り組んでおりますが、この計画は計画期間の中間点でございます。平成18年度に見直し作業を行うこととしていることから、経過期間を置き、長岡市の制度を基に統一していくものがございます。なお、計画の見直し時には専門家などによる検討を加え、よりきめ細かな事業展開が図られるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

福祉・保健・医療分科会（五十嵐）

次に、43ページ、その他社会福祉施策の総括表をごらんください。長岡市福祉総務課の五十嵐と申します。よろしく願いいたします。

全部で13項目あります。このうち5項目が廃止となっていますけれども、これは所期の目的を達成したもののや他の制度を活用できるものなどであります。

まず、ページナンバー44の成年後見制度利用支援事業については、判断能力が十分でない高齢者、障害者等の生活の自立を援助するために実施している事業であります。長岡市の制度を基に統一するものであります。

次に、ナンバー45の要援護世帯除雪費助成事業については、交付対象者、交付基準に相違がありますが、長岡市の制度を基に統一するものであります。

二つ飛びまして、ナンバー48から50の小国町で実施しております結婚奨励金、嫁婿対策補助金、結婚衣裳貸出につきましては、事業の効果や他団体で同種の事業が行われていることから、制度を廃止するものであります。なお、廃止後の対策としては、長岡地域広域行政組合で実施しているミーティングパーティーのほか、小国町独自のふれあい推進協議会の活動により、地域の結婚情報、若者の交流イベント等の事業を活用できるものと考えております。

次に、ナンバー51から53の福祉センターを初め、老人福祉センター等の福祉施設の管理運営につきましては、施設の管理主体等運営方法に相違がありますので、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整するものとなりました。

一つ飛びまして、ナンバー55の集落高齢者活動館整備事業費補助金につきましては、小国町が実施していた制度であります。施設整備が充足したため、近年補助申請がなく、所期の目的を達成したと思われるので、制度を廃止するものであります。

次に、ナンバー56の高額療養費資金貸し付けにつきましては、中之島町、越路町、小国町に制度がありますが、国民健康保険や社会保険の制度の中で、一時的に高額な負担が生じないように、受領委任払いが行われており、ここ5年間利用者がいないこともありまして、制度を廃止するものであります。なお、廃止後は社会福祉協議会に生活福祉基金の貸付制度がありますので、それを活用してもらうものであります。

次に、57ページの介護認定を要しない高齢者福祉施策の総括表をごらんください。在宅高齢者等外出支援事業ですが、これは第5回合併協議会で継続協議となったものであります。これを再度分科会で検討し、その後幹事会において新たな調整方針案としたものです。内容としましては、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。なお、それ以後は高齢者保健福祉計画の中で検討するというものであります。この事業は、小国町のみが実施している事業で、平成15年5月に開始され、まだ1年経過したばかりであります。したがって、支援が本当に必要な人の状況等実態を検証するため2か年延長する

ものであります。なお、延長後につきましては、新市全体の見地から、高齢者保健福祉計画を策定する中で、この事業の方向性を十分検討していくものであります。

この検討の経過について簡単に説明しますと、分科会でいろいろと議論しましたが、小国町からは公共交通機関を利用するの外出が困難な地域が多い。そして、高齢者でひとり暮らし世帯もあり、タクシー券を交付して医療機関などに通えるような制度にしたので、継続してもらいたいということでした。そこで、継続ということになりますと、小国町の15年度実績が120万円程度でございますが、この制度を新市全体に拡大すると1億8,300万円になりまして、全市的に拡大するのは財政的にも県の補助基準からも困難であろうということでした。しかし、地域特性を考慮し、公共交通機関が整備されていないところは、検討の余地があるのではないかという意見もございました。また、一方で山間部や平場、公共交通機関の整備、未整備に関係なく対象者全員にタクシー券が交付されているのではないかと指摘もございました。このため長岡市などは、既にボランティアによる送迎サービスを行っているので、小国町も取り組んではどうかという提案がありましたが、小国町はボランティアが育たないので、公費に頼らざるを得ないということで、分科会では結論に至らなかったため、議論の内容を幹事会に報告することで了承されました。

そして、これを受けて、第7回の幹事会において、本当に支援が必要な人については、支援を検討していく必要があるのではないかと。そして、そのために2年間延長してはどうかということで、新たな調整案を取りまとめていただきました。それが本日の調整案でございます。

説明については、以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

ただいま説明がございました特に在宅高齢者等外出支援事業につきましては、改めまして分科会及び幹事会の中で十分議論をしていただいた上での結論のようでございます。どうもご苦労さまでございました。

事務事業の調整については以上で説明が終わりましたが、皆様方の方でご意見、ご質問がございましたらばどうぞ挙手をお願いいたします。

中之島の町長さん、どうぞ。

委員（樋山 桑男）

事務事業のことに関連してのことでございますが、確認をさせていただきたいと思いますが、国県の組織等の関連の問題でございます。例えて言いますと、新潟県の警察の組織のあり方について検討が行われて、素案と申しますか、基本案が公表されているわけでございます。それに基づきますと、中之島の場合は見附警察署の管内に属しておるわけでございますが、長岡地域の全体的な警察制度の見直しについては、やがてこれは検討項目になっておるわけでございますが、当分の間はあの発表からいきますと、栃尾警察はできるだけ近い期間に長岡警察と合流すると。他の警察については、さらに検討して時

期を見ると、こういうことになっております。そういたしますと、見附警察の活動と関連いたしまして、例えば防犯活動とか、交通安全対策の問題、こういうものの組織づくりが地域としてできているわけでございますので、そういうことについてはそれらの関連の機関との連携という中で考えていただけるんだと、こう思っておりますが、よろしく申し上げます。

議長（森 民夫）

はい、どうぞ。説明をお願いします。

防災・防犯・交通分科会（佐藤）

防災・防犯・交通分科会の佐藤です。今お話の防犯協会、防犯組合等については、任意の協議会という形の中で、分科会でどのような形がいいかということを検討しております。今おっしゃられた警察署の機構というのは、お話にありました長岡市の警察署の中には栃尾警察署が入る。小国町の管内は柏崎のままである。三島町の管内は与板警察署のままである。それから、中之島の管内は見附警察署のままであるということでございますので、新市の長岡市となった場合の防犯の活動としては、新市の活動が望ましいのではないかとこの考え方がございますけれども、その他の活動については、警察署管内を軸に活動しておるものですので、それをいかにまとめようかというのが現在分科会の中で話し合っているところでございます。ただ、従来の組合がある部分については、そのように従来のままの方向で当分推移をしなければならないのであろうなという方向で今進めているところでございますが、もう少し検討をさせてもらいたいと思っております。

以上です。

議長（森 民夫）

まだ検討中ということのようでございますが、何か特にご意見ございますか。よろしゅうございますか。

委員（樋山 桑男）

いろいろそういう点、例えば税務署とか、そういう区画、区切りがあるわけ。そういうこととの関連については、ひとつ十分地域性というもの、地域というものを考慮していただけるものと、こういうふうにひとつお願いしたいと思います。

議長（森 民夫）

大体今ご発言の方向で今議論しているということのようですね。

防災・防犯・交通分科会（佐藤）

そういうことでございます。

議長（森 民夫）

わかりました。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。



委員（池島 寛）

小国町の池島です。各種事務事業の取扱いについて質問と要望をいたしたいと思います。

今回の各種事務事業の取扱いのその6いただきましたものでありますが、これをもってすべて終了するという事をお聞きいたしておりました。任意協議会では、各種分科会で検討した制度調整は、合計で約1,250項目であり、このうち重要な項目については、法定協議会で再度検討、協議するとして、各分科会で重要と判断された669項目がこの法定協議会で検討されると聞いておりました。しかし、今回その6まで上程された。その1からその6までありますが、項目総数は442項目であります。法定協議会の当時にお聞きしました項目よりも227項目も減っております。なぜこのような重要な227項目を検討、協議しないまま終了するかということについてお尋ねいたしたいと思います。

私どもは、制度調整や結果を持ち帰りまして、町民や議会に報告し、理解をいただかなければならぬ責任を負わせております。それで、次の3点について質問と要望をいたしたいと思います。

第1点目ですが、なぜ重要な227項目の検討、協議をしないのか。まず、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、任意協議会で検討、調整されましたこの227項目の調整方針が記載されている一覧表と個表の提出をしていただけないかということでもあります。

3点目につきましては、この重要な227項目をぜひ検討、協議し、この法定協議会で決定するようにしていただきたいと思います。

以上、3点についてお聞かせいただきたいと思います。

議長（森 民夫）

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋）

少し誤解をされている部分もあるかと思っておりますので、ご説明をさせていただきます。

まず、項目数が減ったことについてでございますが、我々の考え方は重要な部分については住民の方にお示しをして決定をしていきたいというのが当初からの考え方でございます。したがって、決して協議をしなければならない部分の事務事業を落としているということは決してございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。例えば今回の今までの協議事項の中で、各種団体の補助金、交付金というような協議項目がございました。さらには、手数料、使用料というような協議項目もございました。その際にも少しお話ししたと思っておりますが、事務事業の調整という観点で整理をするよりも、一括として補助金のものは補助金の項目の中で、手数料や使用料のものはその項目の中で整理をした方がよりわかりやすいというような事情がございました。したがって、事務事業という観点の整理よりも、こういった項目で整理した部分がまずございます。それから、15年度の当初に法定協議会を設置してスタートしたわけですが、この時点では15年度の事業ベース、予算に係る事業ベースということで、事務事業を整理しておりました。ただ、現実的には16年度に協議会が入っておりましたので、15年度事

業としてはあったけども、16年度事業の段階ではなくなった事業というのがそれぞれの市町村にあったわけでございます。こういったものについては、当然協議する必要がないということで、全体の件数からは結果として落とされているということになります。

それから、一番重要なことは、住民の方にわかりやすい項目としてご協議をしていただく。そしてお示しするというのが一番重要なことであると事務局としては考えております。事務事業を細かく数多くするということは、もちろん考え方としてはあるわけですが、細かく細分化することによって、専門の分科会で協議する際にはいいとしても、住民の方にお示しをしていくときには、少し細か過ぎるというような事務事業の区分も結果として出てきてまいりました。そういったものをわかりやすさを考えて統合したというような部分もございますので、結果としておっしゃったような事務事業の件数になっておりますが、決して協議をしなかったということではございませんので、そういうご理解をしていただきたいと思っております。

それから、2点目のご質問で、任意協議会の段階で227の項目一覧表個表があったというようなお話でございましたが、任意協議会の事務事業のデータにつきましては、すべてそれぞれの市町村にっておりますので、ご確認いただければどの項目がどういうふうな取り扱いでどういう整理をされたかということはおわかりになるのではないかなと思っております。

三つ目の質問については、したがいまして、227の項目につきましても、統合というような考え方、それからほかの項目で協議をしたというような状況の中で整理をさせていただいたという理解をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（森 民夫）

はい。

委員（池島 寛）

制度上の問題等ということで、一定の理解はいたしております。しかし、反面協議されなかったということで、後々問題が起きますようなことのないようお願いしたいと思います。出せばぐあいが悪いから、これははしょってしまえというようなことの協議がなされないままで過ぎてしまうというようなことのないようお願いしたいと思いますということで質問させていただきました。

一覧表と個表等は、お示しいただけないものなんでしょうか、その内容はいかなものでありましても。

議長（森 民夫）

説明をお願いします。

事務局（高橋）

先ほどお答えしたとおりですが、任意協議会の時点での227の項目というようなお話でございましたので、任意協議会での段階での事務事業の調整の整理された資料は、すべての市町村に既にいと

いう理解をしております。

議長（森 民夫）

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

発言する人なし

議長（森 民夫）

それでは、本件の議案第37号につきましては、原案どおり決定ということでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございました。議案第37号の各種事務事業の取扱いについては、議案のとおり決定といたします。

以上で本日の協議事項はすべて終わりましたが、事務局から何かご連絡ございますでしょうか。

事務局（高橋）

お願いいたします。本日協議の中で、合併日が17年4月1日に決まったことによりまして、今まで協議していました段階では、合併日を16年の3月というような考え方で整理をしてきた内容がございます。例えば各種事務事業の取り扱いの調整方針など、合併年度とそれに引き続く、もしくは合併時にというような表現の部分がございしますが、そういった部分につきましては、間違いのないような形で、私どもの方で整理をいたしまして、ご承認いただいた内容が正しく表現されるように整理をした上で、協議会だより等でまたお知らせをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、事務連絡でございますが、この後6市町村の首長さんと議長さんからそろっていただきまして、記者会見を隣の部屋で行いますので、よろしく願いをいたします。

いま一点ご連絡でございますが、今予定でございますが、8月の4日の午前10時30分から当協議会の主催で講演会を開催したいというふうに考えております。建設計画もまとまっておりますので、合併後のまちづくり、合併に伴うまちづくりに関する講演会を長岡市のリリックホールで開催したいというふうに考えております。詳細決定いたしましたら、またご連絡をさせていただきますので、ぜひご出席いただきますようお願いをいたします。

連絡は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議日程はすべて終了いたしました。次回もひとつよろしく願いをしたいと思っております。

それでは、これにて閉会させていただきます。ありがとうございました。

（散会 午後7時30分）